



第2期筑紫野市 子ども・子育て 支援事業計画



概要版

令和2年度～令和6年度

令和2年3月
筑紫野市



第2期筑紫野市子ども・子育て支援事業計画とは

計画の趣旨

少子高齢化、核家族化の進行、地域のつながりの希薄化、育児不安や児童虐待の増加など、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。

平成27年4月に策定した「第1期筑紫野市子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が満了することから、本市にある子育て支援ニーズに対して、本市の教育・保育および子育て支援の資源を有効に活用しながら十分応えられるよう、各家庭や子どもの状況に応じた妊娠・出産期からの切れ目ない支援と、子どもと家庭を支える地域づくり、子育てしやすい環境の整備を行うため「第2期筑紫野市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

計画の位置づけ

本計画は子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、本市の子育て支援の総合的な計画となります。

また、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条の規定に基づく「市町村行動計画」および筑紫野市子ども条例（平成22年条例第19号）第10条第3項の規定に基づく「行動計画」を位置付け一体的に策定するものとします。また、「第六次筑紫野市総合計画」や「第二次筑紫野市地域福祉計画」を上位計画とし、「第3期筑紫野市障がい者福祉長期行動計画」、「第2次健康ちくしの21」、「第2期筑紫野市地域コミュニティ基本計画」等を始めとする市の各種関連計画および国・県の計画との連携を図っています。

計画の対象

本計画における「子ども」とは、胎児、乳幼児期、学童期、思春期を含む18歳までの児童とその家庭を対象とします。

計画の期間

計画期間は令和2年度から令和6年度までの5年間とします。



計画の基本理念と体系

子どもたちの成長のためには、家庭だけでなく、地域、学校、企業、行政などの社会全体が一体となって、保護者の子育てを支え、子どもを産み育てやすい環境を整えながら、子ども自身の健やかな育ちを温かく見守り、保護者とともに子どもを育てていくことが何よりも大切であることから、“みんなで育もう！キラリ、笑顔 筑紫野の子どもたち”という基本理念のもと、各種施策に取り組みます。

みんなで育もう！ キラリ、笑顔 筑紫野の子どもたち

施策の体系や方向性

本計画は第六次筑紫野市総合計画の下位に位置し、筑紫野市における子ども・子育て分野の計画です。上位計画である第六次筑紫野市総合計画の基本事業を本計画の重点事業と位置付け、取り組みを進めていきます。ただし、子育て支援施策は多分野にわたるものであることから、その他の基本事業等との連携により総合的な展開を図ります。

第六次筑紫野市総合計画

施策 5

未来をつくる ～すこやかに育つまちへ～

施策名称

施策の目指す姿

子育て支援の推進

子育てが楽しく安心して子どもを生み育てることができています。

基本事業名称

基本事業の目指す姿

① 子育て不安の軽減

家庭状況や経済状況にかかわらず育てることができるようになっていきます。子どもの発達や成長に関する悩みや不安が少なくなっています。

② 母子保健の推進

親子が心身ともに健やかに暮らすことができるようになっていきます。

③ 地域における子育て支援

子育ての相談や交流の場が地域に広がり、不安が解消されています。

④ 幼保サービスの充実

安心して保育所等に子どもを預けて働いたり、幼児教育を受けることができますようになっていきます。

⑤ 子どもの人権の尊重

子どもの人権が守られ、健やかに生活することができるようになっていきます。



子ども・子育て支援サービス

子ども・子育て支援事業計画では、アンケート調査などから把握した地域のニーズを基に、将来、保育所や幼稚園などの事業、子育て支援のためのサービスがどの程度必要になるのかを推計し、見込み量（潜在的なニーズ量）を計算します。見込み量と現在提供できているサービスを比較し、不足している場合は計画期間の5年間で必要量を整備します。

教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能である地理的な範囲のことであり、社会的条件（人口、交通、地理等）や教育・保育の整備状況等を総合的に勘案して設定します。本市では、市全体を一つの提供区域と考え、子ども・子育て支援事業を実施することとしました。

教育・保育の認定

教育・保育分野の事業においては保育認定（1号・2号・3号）ごとにニーズ量の推計と確保方策を明示します。2号認定に関しては、幼稚園を希望する人（2号認定Ⅰ）とそれ以外（2号認定Ⅱ）、3号認定に関しては0歳児（3号認定Ⅰ）と1・2歳児（3号認定Ⅱ）で分けて見込みます。

認定区分	対象者（子ども）
1号認定	満3歳以上～小学校就学前の子ども。
2号認定	満3歳以上～小学校就学前の子どもで、「保育の必要な事由」に該当し、保育所などでの保育を希望する場合。
3号認定	満3歳未満の子どもで、「保育の必要な事由」に該当し、保育所などでの保育を希望する場合。

各年度の見込みと供給量

1号認定・2号認定Ⅰ

年 度	(人)				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1,394	1,410	1,399	1,380	1,355
供給可能な量	1,394	1,410	1,399	1,380	1,355
過不足	0	0	0	0	0



2号認定II・3号認定

(人)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	2,537	2,532	2,505	2,469	2,428
供給可能な量	2,506	2,535	2,545	2,545	2,545
過不足	▲31	3	40	76	117



2地域子ども・子育て支援事業

事業の名称		見込と供給量	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者支援事業	基本型	見込量	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
		供給量	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	母子保健型	見込量	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
		供給量	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
地域子育て支援拠点事業 (人※延べ利用者数)		見込量	26,681	26,207	25,849	25,442	25,046
		供給量	26,681	26,207	25,849	25,442	25,046
妊婦健康診査事業 (人※延べ利用者数)		見込量	10,365	10,198	10,020	9,877	9,699
乳児家庭全戸訪問事業 (人※実利用人数)		見込量	884	871	857	842	830
養育支援訪問事業 (人※実利用人数)		見込量	88	88	87	86	84
子育て短期支援事業 (人※延べ利用者数)		見込量	6	6	6	6	6
		供給量	6	6	6	6	6
ファミリー・サポート・センター (人※延べ利用者数)		見込量	462	453	450	443	441
		供給量	462	453	450	443	441
時間外保育事業(延長保育など) (人※実利用人数)		見込量	595	593	587	578	569
		供給量	595	593	587	578	569
一時預かり(幼稚園型) (人※延べ利用者数)		見込量	39,756	40,223	39,893	39,358	38,657
		供給量	7か所	7か所	7か所	7か所	7か所
			39,756	40,223	39,893	39,358	38,657
一時預かり(その他) (人※延べ利用者数)		見込量	9,565	9,398	9,270	9,124	8,981
		供給量	9,565	9,398	9,270	9,124	8,981
病児・病後児保育事業 (人※延べ利用者数)		見込量	500	499	493	486	478
		供給量	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
			500	499	493	486	478
放課後児童クラブ (人※実利用人数)		見込量	1,526	1,496	1,482	1,455	1,447
		供給量	1,526	1,496	1,482	1,455	1,447



事業の体系と項目ごとの取り組み

本計画は、第二次筑紫野市次世代育成支援事業（前期）の基本施策を引き継ぎつつ、社会の変化等に対応するため、8つの項目ごとに基本施策を掲げ、取り組みます。

基本項目① 地域における子育ての支援

【基本施策】

- ・地域における子育て支援サービスの充実
- ・保育サービスの充実
- ・子育て支援のネットワークづくり
- ・子どもの健全育成
 - ① 児童館や青少年教育施設等を活用した地域の協力による子どもの健全育成
 - ② 放課後子ども総合プラン
- ・地域における人材育成
- ・その他

【重点的取り組み】

- ・子育て中の親子が気軽に集い交流することができる場（子育て支援センター、つどいの広場、子育てサロン等）の提供および育児相談や育児に関する情報提供等の実施により、子育て世帯の孤立化を防止し、安心して地域で子育てができる環境づくりに努めます。
- ・保育人材の確保対策等により待機児童の解消に努めます。
- ・様々な理由により、家庭において児童の養育が一時的に困難になった場合における養育支援の充実に努めます。

基本項目② 母性並びに子どもの健康の確保および増進

【基本施策】

- ・切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策
- ・学童期・思春期からの成人期に向けた保健対策の充実
- ・「食育」の推進
- ・子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり
- ・小児医療の充実

【重点的取り組み】

- ・妊娠、出産、育児等の母子保健に関する相談に応じ、妊娠期から育児期に渡り切れ目ない支援体制の実現に努めます。
- ・母子保健事業を通じて、児童虐待の啓発および発生予防・早期発見に努めます。
- ・妊娠をきっかけに食育の意識を高めることができるよう啓発に努めます。



基本項目③ 子どもの健やかな成長に資する教育環境の整備

【基本施策】

- ・次代の親の育成
- ・子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備
 - ① 確かな学力の向上
 - ② 豊かな心の育成
 - ③ 健やかな体の育成
 - ④ 信頼される学校づくり
 - ⑤ 幼児教育の充実
- ・家庭や地域の教育力の向上
 - ① 豊かなつながりの中での家庭教育への支援の充実
 - ② 地域の教育力の向上
- ・子どもを取り巻く有害環境対策の推進
- ・人権施策の推進



【重点的取り組み】

- ・平成23年4月に施行された「筑紫野市子ども条例」の啓発活動を継続的に実施し、子どもの人権が尊重され、子どもの最善の利益が実現される社会を目指します。
- ・就学前教育という観点から保育所・幼稚園の連携を図るとともに、就学前教育から学校教育への一貫した教育ができるよう保育所等と小学校との連携に努めます。
- ・市内全小中学校がコミュニティスクールの指定を受けています。「共育」の理念のもとに、自校や地域の特色を踏まえながら、学校・家庭・地域が連携し、開かれた学校づくりを目指し、子どもたちの「生きる力」の育成を図ります。

基本項目④ 子育てを支援する生活環境の整備

【基本施策】

- ・良質な住宅の確保
- ・良好な居住環境の確保
- ・安全な道路交通環境の整備
- ・安心して外出できる環境の整備
 - ① 公共施設、公共交通機関、建築物等のバリアフリー化
 - ② 子育て世帯にやさしいトイレ等の整備
 - ③ 子育て世帯への情報提供
- ・安全・安心まちづくりの推進等



【重点的取り組み】

- ・子どもやその親等の全ての人が安心して外出できるよう、道路や公園、公共施設等において、段差の解消などのバリアフリー化を促進します。
- ・認可保育所および届出保育施設における子どもの散歩コースについて、関係機関と連携のもと、定期的な安全点検を実施し、子どもの安全の確保に努めます。

基本項目⑤ 職業生活と家庭生活との両立の推進等

【基本施策】

- ・仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し
- ・仕事と子育ての両立のための基盤整備

【重点的取り組み】

- ・令和元年10月から開始された幼児教育・保育の無償化に伴い、保育園や幼稚園等において、利用者負担の軽減が図られており、仕事と子育ての両立のための基盤整備として、国の基準に基づいた経済的な支援の推進に努めます。
- ・共働き家庭の増加に伴い、安心して子育てと仕事を両立し、ワーク・ライフ・バランスの実現ができるよう、保護者の就労を支援する子育て支援サービスの充実および情報提供に努めます。



基本項目⑥ 子どもの安全の確保

【基本施策】

- ・子どもの交通安全を確保するための活動の推進
 - ①交通安全教育の推進
 - ②チャイルドシートの正しい使用の徹底
 - ③自転車の安全利用の推進
- ・子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
- ・被害に遭った子どもの保護の推進

【重点的取り組み】

- ・交通安全指導員や警察等と連携し、保育所・幼稚園・学校等において、子どもや保護者に対する交通安全教室等を行い、子どもの安全の確保に努めるとともに関係機関との連携の強化を図ります。
- ・小中学校において、スマホやSNSに関し、子どもや保護者に対して、正しい利用方法およびトラブルの危険性について周知啓発するとともに、保護者との連携を図り、子どもの安全の確保に努めます。

基本項目⑦ 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

【基本施策】

- ・児童虐待防止対策の充実
 - ①関係機関との連携および市における相談体制の強化
 - ②発生予防、早期発見、早期対応等
 - ③社会的養護施策との連携
- ・母子家庭および父子家庭の自立支援の推進
- ・障がい児施策の充実等

【重点的取り組み】

- ・児童虐待の予防、早期発見、早期対応を目的として、市要保護児童対策地域協議会を中心に、学校や医療機関、児童相談所等の関係機関との連携を強化し、支援が必要な家庭を早期に発見し、適切な支援につなげます。
- ・体罰によらない子育て等を推進するため、体罰や暴力が子どもに及ぼす悪影響や体罰によらない子育てに関する理解が社会で広まるよう、様々な場を活用し普及啓発活動を行います。

基本項目⑧ 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の推進

【基本施策】

- ・妊産婦等の地域の実情に応じたニーズへの対応
- ・ライフステージの各段階に応じたきめ細かい支援

【重点的取り組み】

- ・妊娠、出産、育児のライフステージの各段階に応じたきめ細かい支援ができるよう利用者支援事業の充実に努めます。

第2期筑紫野市子ども・子育て支援事業計画（概要版）

令和2年3月

発行 筑紫野市 健康福祉部 子育て支援課

〒818-8686 福岡県筑紫野市石崎1丁目1-1

